

PFI 標準契約書意見

09・10・13 光多長温

15日の会議ですが、都合により途中で退出いたしますので、意見を文書で提出いたします。よろしく願いいたします。

標題も当方の要望を入れていただき、ありがとうございました。全体として、かなり整備されてきましたが、改めて読み直してみるとまだ気になるところがあります。以下、ご意見、ご質問申し上げます。

1. 官民の分担関係に関する事項

要求水準書の変更（第十四条）

選定事業者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を管理者等に通知して、業務要求水準書の変更の協議を請求することができる。

3 第一項の通知の日から 日を経過しても前項の協議が整わない場合には、管理者等は、業務要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、選定事業者に通知する。

【意見】協議が整わないときは、管理者の方に決定権があるということは、管理者は要求水準書を自由に変更できるということになりかねないのではないかと。

住民説明（第十五条）

【意見】よく読むと官も選定事業者と協力すると読めるが、この表現では、選定事業者が第一義的に行い、管理者は協力するというニュアンスに読み取れる。管理者がむしろ第一義的に住民説明を行い、選定事業者はこれと連携しつつ、工事面では前面に立って住民説明を行うとするのが望ましいのではないかと。

監視職員について

【意見】選定事業者が事業代理人等を置いて責任体制を明確にしていることに対し、管理者側が誰が窓口か、窓口がいかなる権限を持つかが明確でない場合がある。私は、今回の標準契約書を契機に、管理者側にも責任者を明確に置き、その権限を明確にすることも必要と考える。たとえば、工事の中間確認等で管理者等が「事前に通知することなく」工事現場に立ち会うとするが、管理者の方の窓口を明確にした方が混乱が少ないのではないかと考える。ただし、表現が「監視者」はいかにもまずいのではないかと。また、これについてはパブコメで広く意見を聞いた方がよいのではないかと。

工事の中止（第二十二条）

【意見】これも、管理者の方が裁量が大きい気がする。天変地異のときは、選定事業者が

工事の中止を管理者に通知し、その段階で管理者はこれを認めるステップが必要ではないか。さもないと、後で管理者は工事が継続できたという可能性もあるのではないか。また、ここにも、「 日を経過しても協議が整わないときは、管理者等は事業の継続についての対応を定め、選定事業者に通知する。」との官民アンバランスな表現が見られる。

引渡予定日の変更等に係る協議（第二十六条）

やはり、「協議開始の日から 日以内に協議が整わない場合には、管理者等が定め、選定事業者に通知する。」との官民アンバランス表現がある。こういう場合に、仲裁は大袈裟だし、管理者が一方的に決める以外の何らかの方法はないか。

「協議が整わないときは管理者が定め通知する」規定は更にいくつかあるが、共通的に何らかの方策が考えられないであろうか。特に、法令変更時におけるこの条項は問題となる可能性がある。

技術の進歩によるサービス対価の変更（第五十三条）

管理者が、勝手に技術の進歩があると決めつけてサービス対価の変更を請求することになりかねない。もちろん、技術の進歩等によりより低い価格でサービスが提供できることを推進すべきであるが、官が濫用しないように、かつ能動的な表現にすべきではないでしょうか。また、選定事業者からの提案、選定事業者への何らかのリターンは考えられないでしょうか。

2. 一般的事項

金利の変動に伴うサービス対価の変更（第五十二条）

これは、一定期間毎の金利見直しが定められているケースについての条項ではないか。固定金利での調達の場合には別途の条項になるのではないか。何らかの注を付けないと誤解を招くことがあるのではないか。

管理者都合による任意解除（第五十七条）

損害賠償のみを規定すると、容易に管理者都合による任意解除につながりかねない。選定事業者の不服申し立ての条項を挿入すべきではないでしょうか。また、管理者側都合による任意解除におけるペナルティ概念はないのでしょうか（ペナルティ + 損害賠償等の考え）。

契約書の共有（第八条）

当方の要望通り、「資金調達契約の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。」としていただいております。維持管理等の再委託契約の提出はどこかに規定があるのでしょうか。